

奈良市文化振興補助金交付要項

(趣旨)

第1条 奈良市文化振興計画に基づき、市民団体等が自主的に実施する文化活動や、奈良の魅力を多方面に発信する文化事業など、本市の文化振興に寄与すると認められる事業に対し、予算の範囲内で奈良市文化振興補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下規則という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付申請をすることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす文化芸術活動を実施する団体とする。

- (1) 市内に主たる事務所、若しくは住所又は活動の場を有すること。
- (2) 規約・定款等を有し、かつ、代表者及び役員が置かれていること。
- (3) 事業実施において、事業の目的及び内容が適正で、明確な会計経理が行えること。
- (4) 次に掲げるものに該当しない団体であること。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)と社会的に非難される関係を有していないこと。

イ その他市長が不相当と認めるもの。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、芸術の創造若しくは鑑賞又は文化水準の向上を図るとともに、事業の成果が広く波及することが期待できる事業とし、次の表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、同表右欄に掲げる補助金の交付の対象とする。

事 業	補 助 金
文化・芸術に触れる機会の創出、次世代の担い手の育成又は地域に古くから伝わる伝統文化の保存若しくは普及のための取組など、市民の文化活動	市民文化活動支援補助金
地域が持つ文化資源等の活用や多様なジャンルの文化の交流を図ることで、市域を超えた参加や地域活性化が見込まれ、都市文化の推進に資する事業 ①広域参加型…広く市民が参加できる市民参加事業に対する補助金 ②国際的発信型…国際的な文化交流・発信事業に対する補助金	都市文化推進事業支援補助金

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- (3) 営利を目的とする事業
- (4) 特定の団体・会員・教室等の限られた範囲を対象とする発表会や展示会などの事業

- (5) 売上げの全部又は一部を寄附することを目的とする事業
- (6) この要項に基づく補助金以外に市から補助金（奈良市心のふるさと応援基金を財源とするものを除く。）が交付され、又は事業を実施する市の施設の使用料等が減免されている事業
- (7) その他第1条の趣旨に照らし市長が不相当と認める事業
（補助対象経費等及び補助額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び対象とならない経費（以下「補助対象外経費」という。）、並びに補助額は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費
賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（いずれも次号に掲げるものを除く。）
- (2) 補助対象外経費
事務局維持経費、食糧費、備品購入費、施設整備費、航空・列車・船舶運賃の特別料金、印紙代等
- (3) 補助額

補助金の区分	補助上限	
	限度額	補助率
市民文化活動支援補助金	50万円	補助対象経費の総額から収入（入場料及び売上金のほか補助、助成金等）を差し引いた額の2分の1。ただし、千円未満の端数がある場合は切り捨てる。
都市文化推進事業支援補助金 ①広域参加型	300万円	
都市文化推進事業支援補助金 ②国際的発信型	1,000万円	

（交付要望）

第5条 補助金の交付を要望する者は、文化振興補助金交付要望書（別記第1号様式。以下「要望書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、原則として事業実施の前年度に市長に提出しなければならない。

- (1) 要望事業に係る事業計画書（第2号様式）
- (2) 要望事業に係る収支予算書（第3号様式）
- (3) 要望事業に係る前回の収支決算書（第4号様式）
- (4) 団体調書（第5号様式）
- (5) 要望事業の実施体制（第6号様式）
- (6) 団体目的等についての誓約書（第7号様式）
- (7) 団体の規約・定款等の写し
- (8) 団体役員等の名簿
- (9) 団体の当該年度の収支予算が確認できる書類
- (10) 団体の前年度の収支決算が確認できる書類
- (11) その他参考となる資料（団体紹介パンフレット、過去の催しの案内等）

(審査)

第6条 市長は、要望書の提出があったときは、これについて奈良市文化振興計画推進委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めるものとする。

2 委員会は、前項の求めがあったときは、別に定める奈良市文化振興補助金審査要領に基づき要望書の審査を行うものとする。

(交付候補事業の決定)

第7条 市長は、委員会の報告に基づき補助金を交付しようとする事業（以下「交付候補事業」という。）を決定し、議会の審議を経て予算を定めるものとする。

2 市長は、交付候補事業を決定する場合において、補助金等の交付の目的達成に必要なときは、条件を付し、又は指示することができる。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を申請する者は、文化振興補助金交付申請書（別記第8号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、事業実施の年度に市長に提出しなければならない。

- (1) 申請事業に係る事業計画書（第9号様式）
- (2) 申請事業に係る収支予算書（第10号様式）
- (3) 申請事業に係る前回の収支決算書（第11号様式）
- (4) 団体調書
- (5) 申請事業の実施体制（第12号様式）
- (6) 団体目的等についての誓約書
- (7) 団体の規約・定款等の写し
- (8) 団体役員等の名簿
- (9) 団体の当該年度の収支予算が確認できる書類
- (10) 団体の前年度の収支決算が確認できる書類
- (11) その他参考となる資料（団体紹介パンフレット、過去の催しの案内等）

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、事業終了日から30日以内に補助事業実績報告書（別記第13号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績内訳（第14号様式）
- (2) 収支決算書（第15号様式）
- (3) 対象経費の明細書（第16号様式）及び領収書等の収入、支出証拠書類
- (4) アンケート調査の結果（公演やシンポジウム等）
- (5) その他参考資料（チラシ、パンフレット、記録写真等）

2 補助金交付決定額が50万円を超える補助事業者は、別途開催する（仮称）文化振興補助金成果報告会において、実施した補助事業について報告しなければならない。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成 30 年 5 月 11 日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、市長は、本市の文化振興のため特に必要と認めるときは、第 4 条第 3 号に定める補助限度額又は補助率を超えて補助金を交付することができる。

附 則 (平成 30 年 5 月 23 日決裁)

この要項は、平成 30 年 5 月 23 日から施行し、改正後の奈良市文化振興補助金交付要項の規定は、同月 11 日から適用する。

- 第 1 号様式 文化振興補助金交付要望書
- 第 2 号様式 要望事業に係る事業計画書
- 第 3 号様式 要望事業に係る収支予算書
- 第 4 号様式 要望事業に係る前回の収支決算書
- 第 5 号様式 団体調書
- 第 6 号様式 要望事業の実施体制
- 第 7 号様式 団体目的等についての誓約書
- 第 8 号様式 文化振興補助金交付申請書
- 第 9 号様式 申請事業に係る事業計画書
- 第 10 号様式 申請事業に係る収支予算書
- 第 11 号様式 申請事業に係る前回の収支決算書
- 第 12 号様式 申請事業の実施体制
- 第 13 号様式 補助事業実績報告書
- 第 14 号様式 事業実績内訳
- 第 15 号様式 収支決算書
- 第 16 号様式 対象経費の明細書